

応援受援の枠組み

全国知事会・全国市長会・全国町村会
指定都市市長会
内閣府とりまとめ・総務省とりまとめ

論点 2 : 応援受援の枠組み

■ 複数の枠組みによる支援

- 全国知事会
- 全国市長会
- 全国町村会
- 指定都市市長会行動計画（コンセプトプラン）
- 国の人的プッシュ支援

■ 独自の枠組みを持つ支援

- 確立した支援枠組み（DMAT、緊急消防援助隊等）

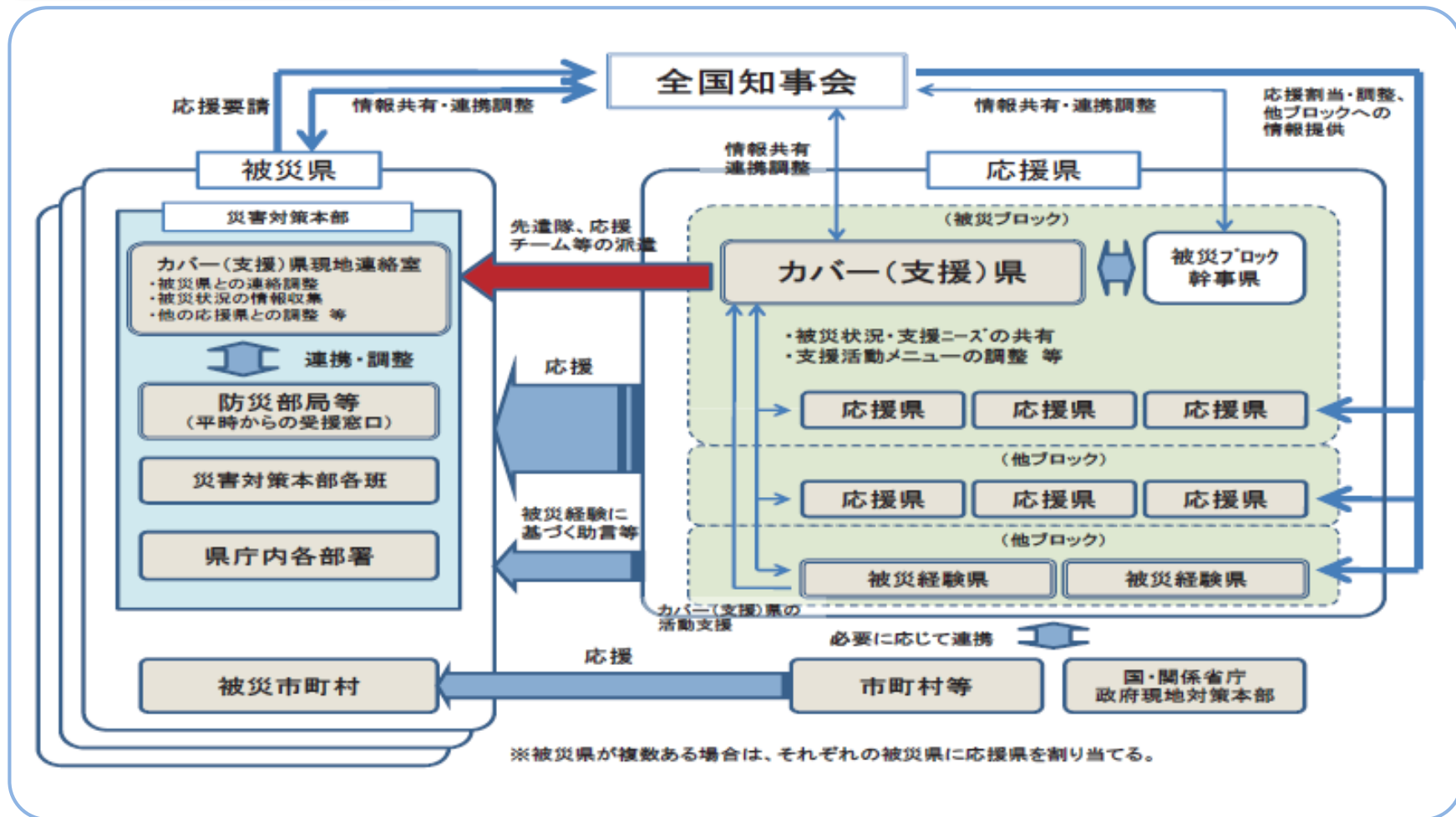
■ 応援受援は複数のスキームが存在

- カウンターパート方式、対口支援
- 要請のルールが必要

全国知事会による受援応援の枠組み

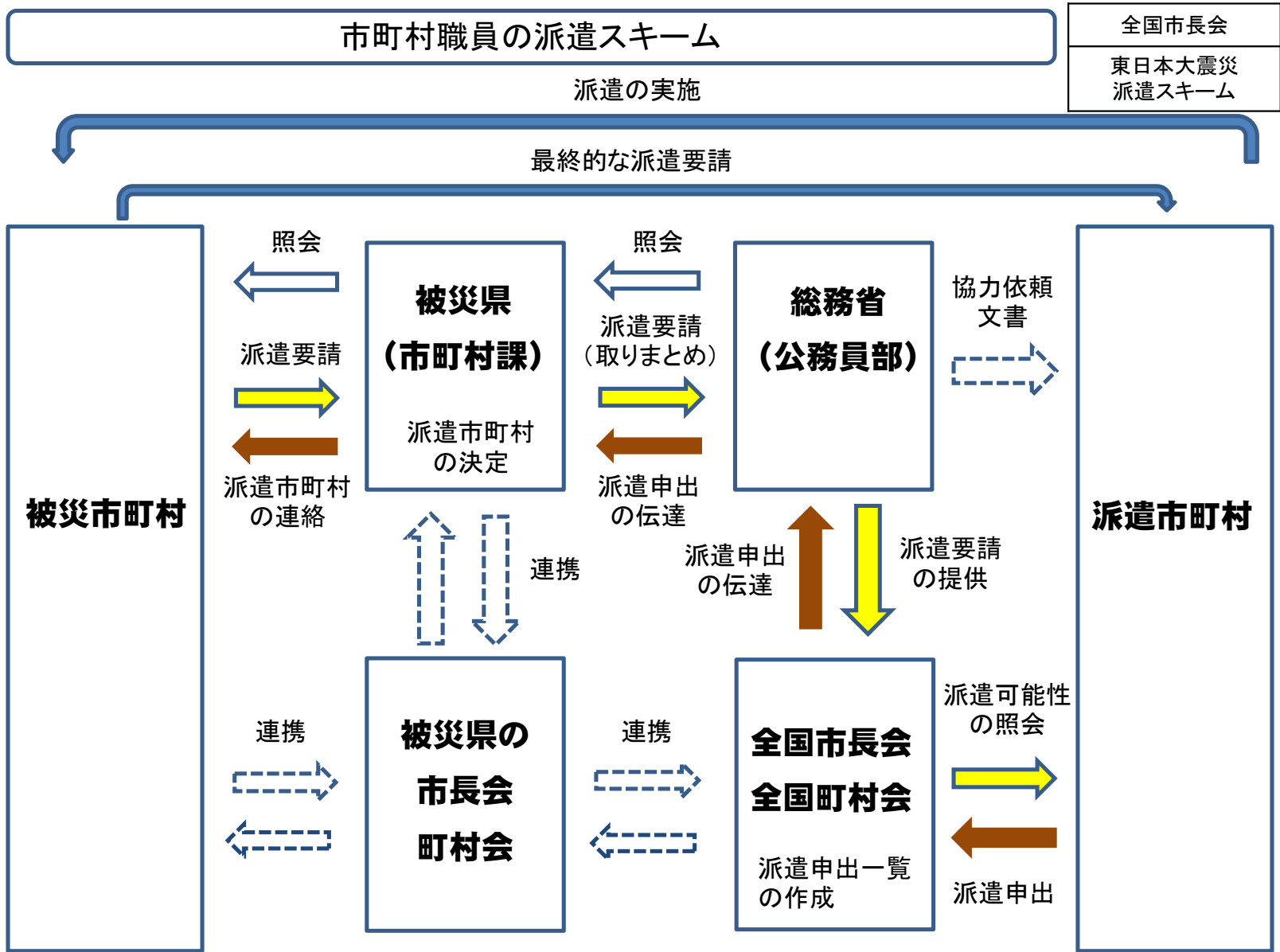
～大規模広域災害時における複数ブロックによる広域応援（全国知事会）～

災害時相互応援協定



全国市長会・全国町村会による受援応援の枠組み

～東日本大震災市町村職員派遣スキーム～

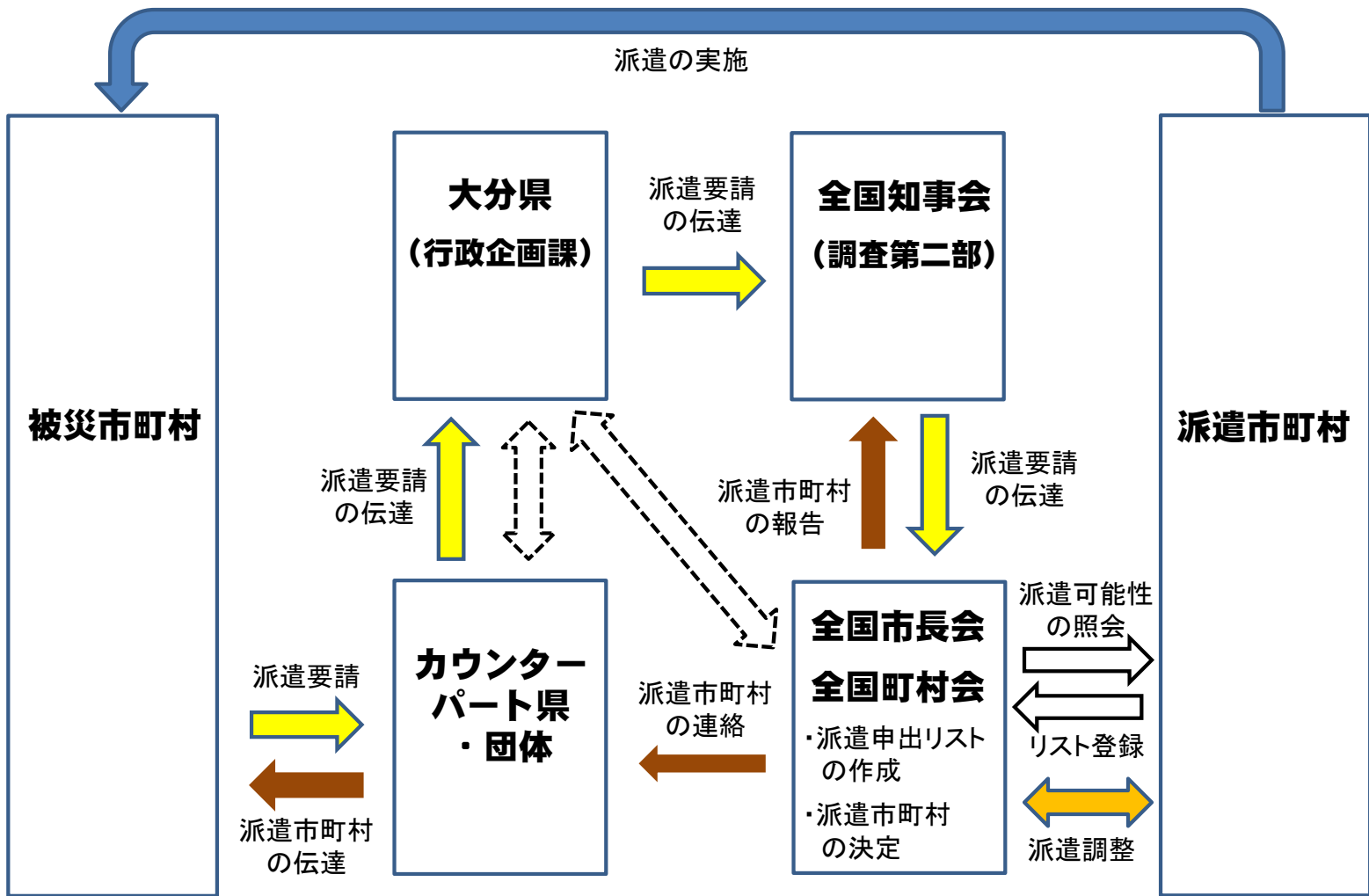


全国市長会・全国町村会による受援応援の枠組み

～熊本地震市町村職員短期派遣スキーム①～

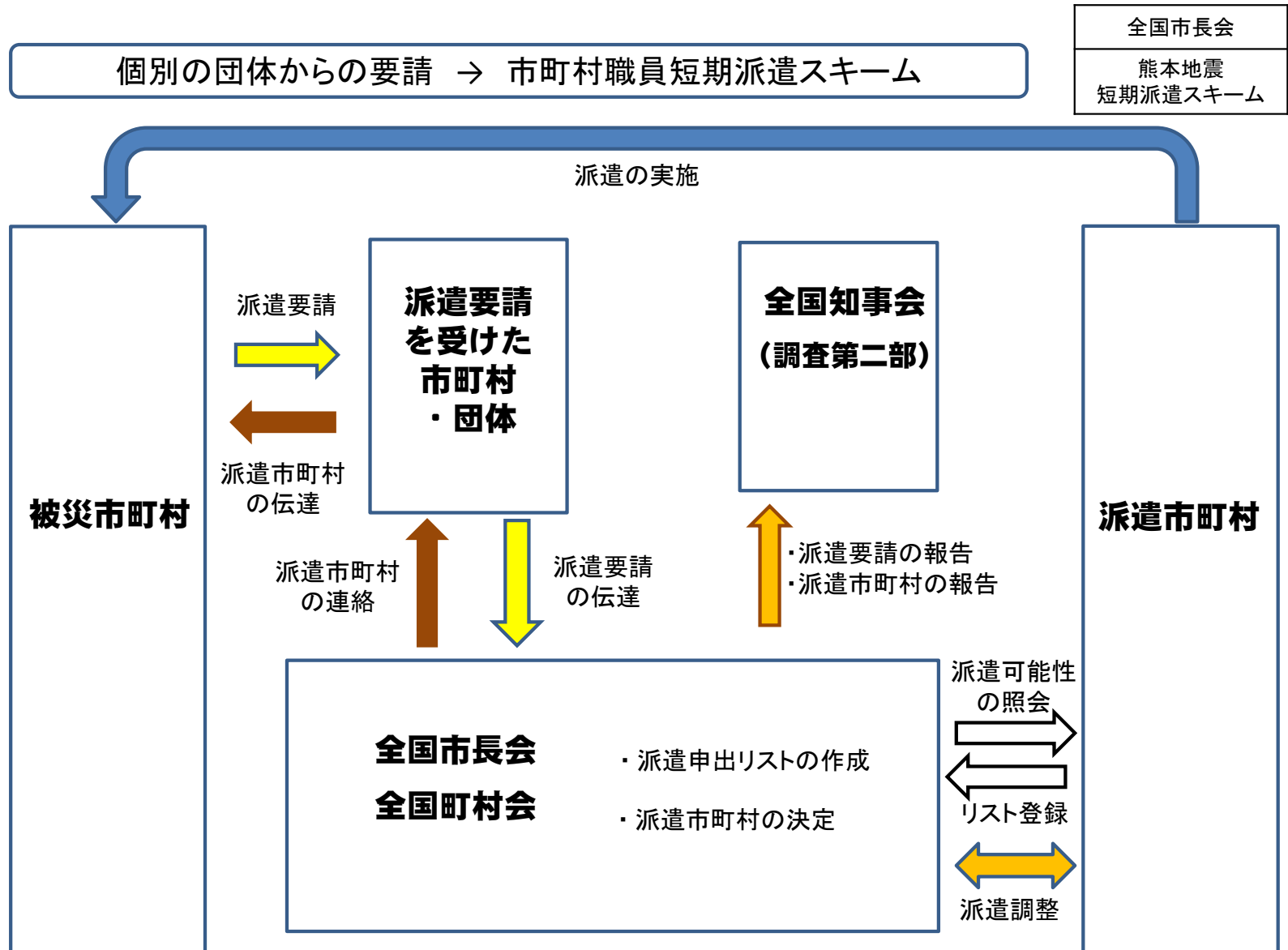
全国知事会、全国市長会、全国町村会等の協力による
市町村職員短期派遣スキーム

全国市長会
熊本地震 短期派遣スキーム



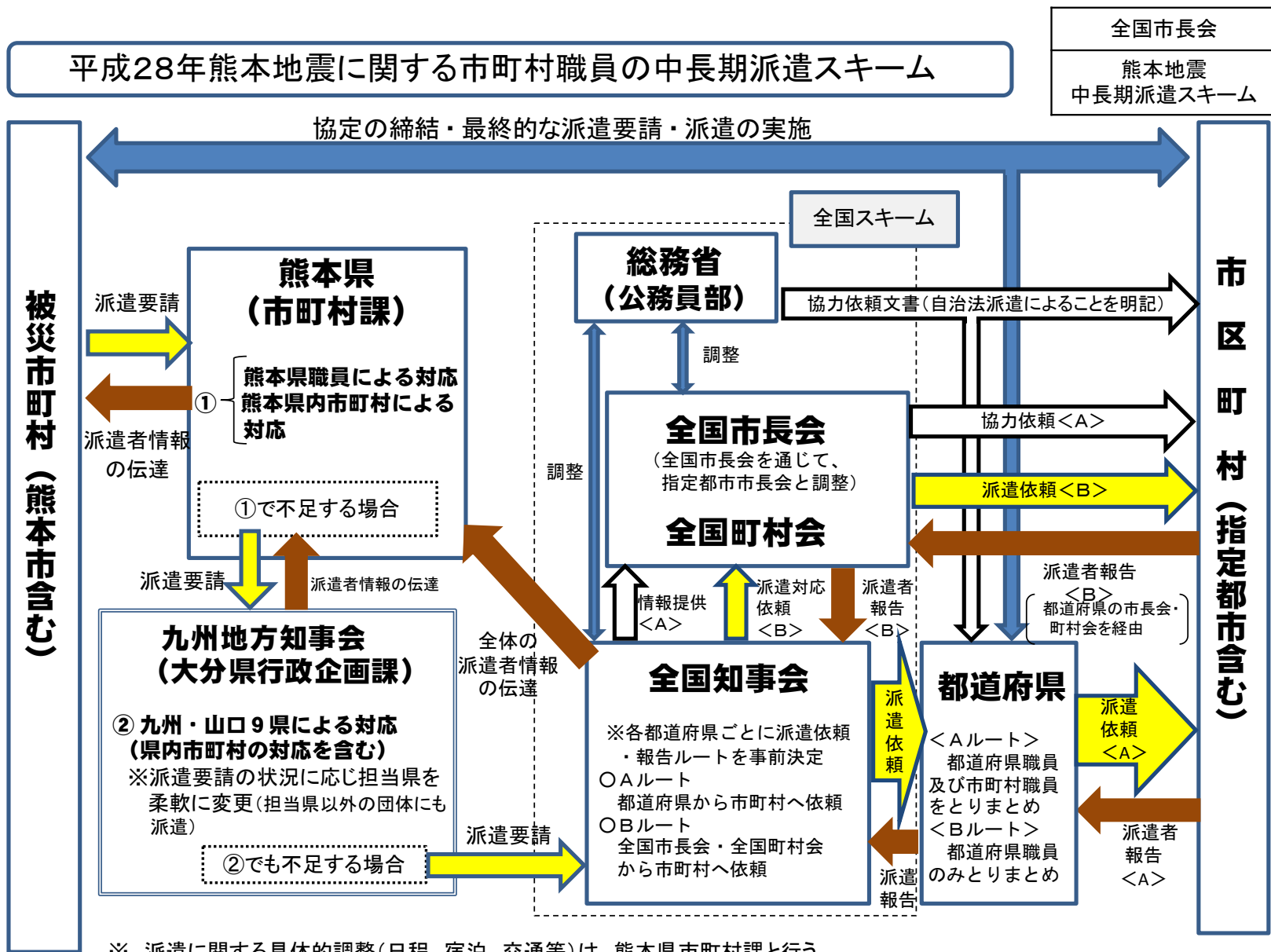
全国市長会・全国町村会による受援応援の枠組み

～熊本地震市町村職員短期派遣スキーム②～



全国市長会・全国町村会による受援応援の枠組み

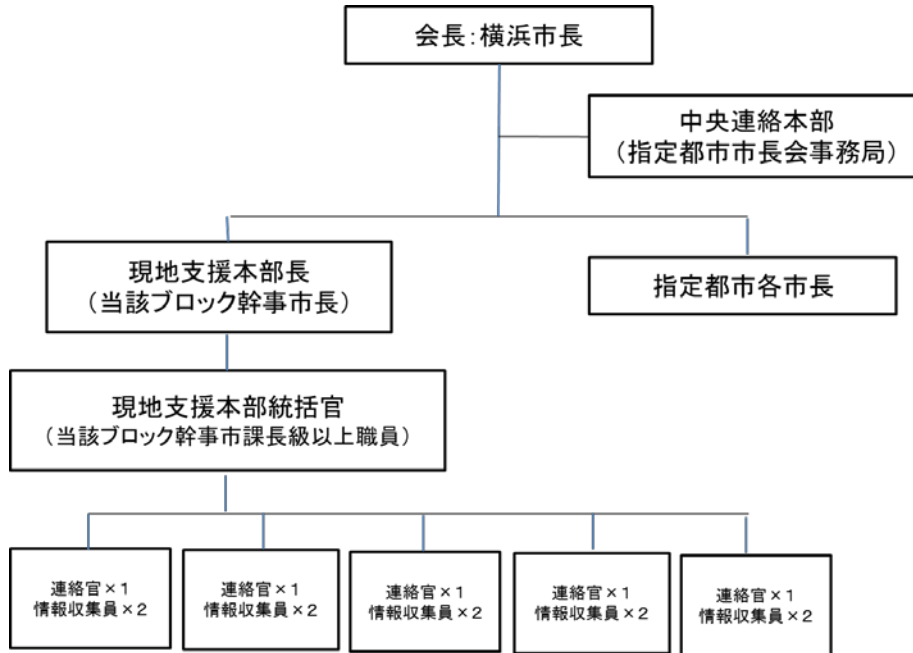
～熊本地震市町村職員中長期派遣スキーム～



※ 派遣に関する具体的調整(日程、宿泊、交通等)は、熊本県市町村課と行う。

指定都市市長会による受援応援の枠組み

～指定都市市長会行動計画（コンセプトプラン）における考え方～

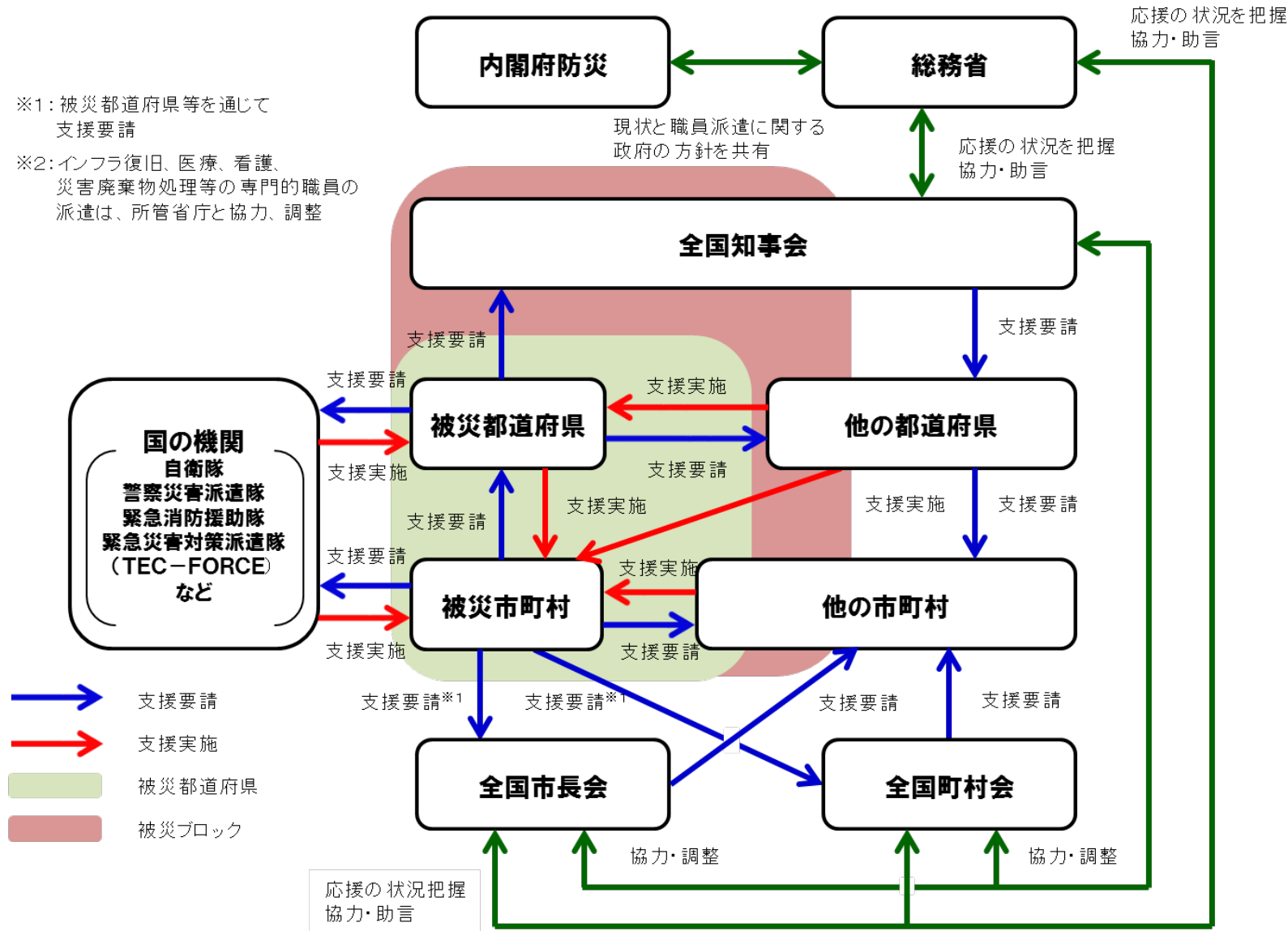


災害発生場所 (ブロック)	当初の応援担当市		現地支援 本部設置 担当市
北海道、 東北、新潟	Aグループ 各市	札幌、仙台、新潟、 さいたま、千葉	当該年度 の各グ ループの 幹事市
関東、 長野、静岡	Bグループ 各市	横浜、川崎、相模原、 静岡、浜松	
中部、近畿	Cグループ 各市	名古屋、京都、大阪、 堺、神戸	
中国、四国、 九州	Dグループ 各市	岡山、広島、北九州、 福岡、熊本	

大規模災害時の主な市町村への応援職員派遣支援のイメージ ～内閣府とりまとめ～

※1: 被災都道府県等を通じて
支援要請

※2: インフラ復旧、医療、看護、
災害廃棄物処理等の専門的職員の
派遣は、所管省庁と協力、調整



短期職員派遣スキームに関する課題 ～総務省とりまとめ～

【災害対策基本法】

(第67条)

災害発生市町村長

(課題2)
地方三団体による調整について明確化が必要ではないか

応援の求め(市町村分)

他の市町村長

(第74条)

災害発生都道府県知事

応援の求め(都道府県分)

他の都道府県知事



地方三団体

支援ニーズの把握

災害発生市町村長

応援の求め

区域内の市町村長

(課題1) 都道府県知事によるとりまとめについて明確化が必要ではないか

応援の状況を把握

総務大臣

協力・助言

現状と職員派遣
に関する政府の
方針を共有

(課題3)
総務大臣の役割の明確化が必要ではないか

(第74条の2)

災害発生都道府県知事

応援の求め
(都道府県・市町村分)

内閣総理大臣

応援の求め

他の都道府県知事

支援ニーズの把握

災害発生市町村長

災害発生都道府県知事の要求を待つ
いとまがないときは、要求を待た
ないで応援を求めることができる

応援の求め

区域内の市町村長

災害対策基本法の67条では市町村間の応援受援について、また、74条では都道府県間の応援受援について明記されている。

災害対策基本法では、都道府県による市町村のとりまとめに関する規定はない。

他の市町村長等に対する応援の要求

第六十七条

市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

都道府県知事等に対する応援の要求

第七十四条

都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

中長期職員派遣スキームに関する課題 ～総務省とりまとめ～

【地方自治法】

